

変更 年度	令和 元
----------	---------

川
西
町
森
林
整
備
計
画

川西町森林整備計画

計画期間

自	平成29年4月	1日
至	令和9年3月	31日

平成29年4月 策 定

平成30年3月 一部変更

令和 元年7月 一部変更

山
形
県

山 形 県

川 西 町

川
西
町

目 次

はじめに	1
I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	4
2 森林整備の基本方針	4
3 森林施業の合理化に関する基本方針	6
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	7
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3 その他必要な事項	10
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	11
2 天然更新に関する事項	12
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	13
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	14
5 その他必要な事項	14
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	15
2 保育の種類別の標準的な方法	15
3 その他必要な事項	17
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	17
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	19
3 その他必要な事項	20
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	21
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	21
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	21
4 その他必要な事項	21
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	21
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	22
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	22
4 その他必要な事項	22
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	22

2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	……23
3	作業路網の整備に関する事項	……23
4	その他必要な事項	……25
第8 その他必要な事項		
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	……25
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	……25
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	……26
III 森林の保護に関する事項		
「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」 等の一部改正について（平成28年10月20日付け28林整計第216号林野庁長官 通知）を準用		
第1 鳥獣害の防止に関する事項		
1	鳥獣防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	……27
2	その他必要な事項	……27
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項		
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	……27
2	鳥獣による森林被害対策の方法	……28
3	林野火災の予防の方法	……28
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	……28
5	その他必要な事項	……28
IV 森林の保健機能の増進に関する事項		
1	保健機能森林の区域	……29
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に 関する事項	……29
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	……29
4	その他必要な事項	……29
V その他森林の整備のために必要な事項		
1	森林経営計画の作成に関する事項	……29
2	生活環境の整備に関する事項	……30
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	……30
4	森林の総合利用の推進に関する事項	……30
5	住民参加による森林の整備に関する事項	……31
6	その他必要な事項	……31
(附) 参考資料		
1	人口及び就業構造	
	(1) 年齢層別人口動態	……33
	(2) 産業部門別就業者数等	……33
2	土地利用	……34
3	森林転用面積	……34
4	森林資源の現況等	
	(1) 保有者形態別森林面積	……35
	(2) 在町者・不在町者別私有林面積	……35
	(3) 民有林の齢級別面積	……36
	(4) 保有山林面積規模別林家数	……36
	(5) 作業路網の状況	……36

5	計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在	……36
6	市町村における林業の位置付け	
	(1) 産業別総生産額	……37
	(2) 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額	……37
7	林業関係の就業状況	……37
8	林業機械等設置状況	……38
9	林産物の生産概況	……38
10	その他必要な事項	……38

はじめに

1 市町村森林整備計画の概要

(1) 森林計画制度とは

森林のもつ水源涵養、山地災害の防止、自然環境の保全、木材などの林産物の供給等の多面的な機能を安定的、持続的に発揮するために、国、都道府県、市町村、森林所有者等が、それぞれの立場・段階で計画的・長期的な視点に立った森林に関する計画をたてる制度である。

(2) 市町村森林整備計画とは

市町村森林整備計画は、森林法第10条の5に定められた森林を有する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、「市町村の森づくり構想」「森林施業の方法」「森林のゾーニング」「路網計画」等を定める長期的な視点に立った地域の森林づくりの構想である。

2 川西町森林整備計画の位置づけ

本計画は、地域の実状や町民の求める森林の機能やニーズを反映した実効性のあるものにし、川西町の森林・林業におけるマスタープランである。

計画期間は平成29年4月1日から令和9年3月31日までの10ヵ年計画であり、5年ごとに見直しを行う。

また、川西町の最上位計画である「かわにし未来ビジョン」（第5次川西町総合計画）に即して策定しており、まちづくりの各分野に関する個別具体の計画である。

3 川西町森林整備計画策定について

本計画は、森林・林業関係者ほか川西町内から選出された委員により構成された「川西町町有林経営計画協議会」における議論を踏まえ策定したものである。

4 重点的に推進する事項

本町では、森林の持つ多面的機能を最大限に発揮する健全で豊かな森林づくりを進め、林業振興を通じて地域の活性化を図るため、以下の3つの事項に積極的に取り組む。

①森林整備の推進

○今後の国産材の利用に対応すべく、資源の質的向上を重点に森林整備を推進する。

○松くい虫及びナラ枯れ等の被害木の早期駆除を実施し、森林の保全を推進する。

○伐採により伐採箇所周辺の集落、主要幹線道路、溪流、林道に被害や影響がでないよう、事業者、森林所有者等へ情報の提供と共有を図り、適正な伐採や伐採後の造林が行われる森林整備を推進する。

○川西町森林経営計画に基づき、町有林の下刈り、枝打ち、間伐等を実施し、計画的な森林の管理を推進する。

②森林施業集約化の推進

- 有識者や森林組合等による説明会を開催し、森林施業集約化を推進する。
- 森林組合等による森林経営計画の作成を推進し、森林施業の合理化、施業体制の整備を図る。
- 一体的かつ計画的な間伐・保育等の森林整備を図るため、その基盤となる林道等の路網整備を推進する。

③森林の多面的利用

- 広葉樹を活用した炭焼き、薪・原木等の生産活動を推進し、森林資源の有効活用や林業担い手の育成を図る。
- 地元産材の利用を促進し、地材地住、薪ストーブ、ペレットストーブについて支援を図る。
- 里山での自然とのふれあいの場を創出し、里山の保全活動や学習会を開催し、環境の保全や整備を図る。

5 かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）の位置づけ

かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）は、国が求める「まち・ひと・しごと創生法」と整合性を図り、町独自の施策として、「集まる」「楽しい」「挑戦する」のまちづくり3分野目標を掲げ、課題への対応と町の発展を目指す計画となっている。

計画では、下記の表のとおり森林に関わる内容が位置づけられている。

計画内項目	施策方向・取組内容	推進事項
「集まる」 まちをつくる	下小松古墳群の国指定文化財及び里山保全地域としての価値を町民が共有できる学習、体験プログラムの充実を図る。	里山保全をテーマにした学習会の開催や森林活動フィールド振興事業等の森林体験活動を行う場としての利用を推進する。
「楽しい」 まちをつくる	緑豊かな生活環境づくりを進めるために、アダプト事業の活用をはじめ、森林、里山の適切な管理など環境保全、維持活動を促進する。	玉庭地区での里山再生事業において、豊富な広葉樹を薪や炭やほだ木や木工製品等に活用し、森林の有効活用を図る。また、地域住民の参加型の事業を通じ地域の活性化を図る。
「楽しい」 まちをつくる	松くい虫及びナラ枯れ被害木の早期駆除を実施し、森林の保全に努める。	松くい虫防除は地区保全森林に重点を置き衛生伐の実施を図る。ナラ枯れ防除では特定ナラ林において樹幹注入の防除対策の実施を図る。
「挑戦する」	林業振興のため、薪ス	薪ストーブ、ペレットストーブ

まちをつくる	トープ、ペレットストーブの購入に対して支援を図る。	の購入・設置に対する助成制度を通じ森林資源の有効活用を促進する。
「挑戦する」まちをつくる	置賜農業高等学校との総合的な連携体制を確立し、地域の活性化を図る。	町有林において下刈り体験実習を開催し、森林の適正な管理・育成の技術を伝えるとともに林業の担い手の育成を図る。



里山保全学習会



置賜農業高等学校下刈り体験実習

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

川西町は、県南部米沢盆地の中央に位置し、東西約18km、南北約23kmであり、地形は北東より南西にのび、北東部は長井市と南陽市、東部を高畠町、南部を米沢市、西部を飯豊町にそれぞれ隣接している。

また、本町は、山形県の母なる川「最上川」の上流域でもあり、丘陵地帯を源流

とする犬川、黒川は南西から北東へと町内を縦断し、町の東端から北端へと流れる最上川に合流している。

最上川の上流部に位置する森林は、国土の保全・水源涵養・自然・生活環境の保全等多面的機能を有し、地域経済と地域住民の生活向上に大きな役割を担っている。

総面積は、16,660haであり、森林面積は7,854haで総面積の47.1%を占めている。民有林面積は7,687haで、そのうちスギを主体とした人工林の面積は1,435haであり人工林率18.7%と低く、年齢50年生以上の割合は41.9%となっている。また、森林資源の整備に必要な林道は、22,727mの開設状況であり、林道密度は2.9m/haと県平均の6.2m/haより低い数値である。林内路網の整備についても早急な対策が必要である。

本町の林業を取り巻く情勢は厳しく、間伐等の森林施業がされず放置された森林が見られるなど、林業生産活動が全般にわたって停滞し、間伐・保育等が適正に実施されていない森林が増加している傾向にある。

このため、今後の国産材の利用に対応すべく、森林資源の質的向上を重点に森林整備を推進する必要がある。また、地域の主体的な取り組みの中で、一体的かつ計画的に間伐・保育等の森林整備を進め、その基盤となる林道等路網整備を併せて推進して行く必要がある。

更に、担い手育成と林業者の経営基盤の安定を図り、森林組合等による施業体制の整備、森林施業の合理化等を推進し、森林整備の目的達成に積極的に努める必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の持つ、「水源の涵養」、「山地災害等の防止」、「快適環境の形成」、「保健文化」、「木材等の生産」の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しながら、計画の対象とする森林を、特に発揮することが期待されている機能に応じ、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の5つに区分し、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然力を活用した天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害等被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、上記で示した「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」以外の4つの機能については、公益的機能を高度に発揮させる必要があることから、この4区分の森林を「公益的機能別施業森林」とし整備を図ることとする。

「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」につ

いては、下層植生と共に樹木の根の発達や落葉等により、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林を目指すこととする。

「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」については、下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が差し込み、下層植生と共に樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林を目指すこととする。

「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」については、大気浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり葉量の多い樹種によって構成されている森林を目指すこととする。

「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」については、原始的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に潤いと学びの場を提供している森林を目指すこととする。

「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」については、林木の生育に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な材木から成る成長量が高く、二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林を目指すこととする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

発揮すべき森林の公益的機能の種類に応じた適切な施業を推進するため、森林整備の現状と課題を踏まえ、森林を重視すべき機能に応じ下記の5区域に区分することとする。

①「水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」

樹根及び表土の保全に留意し、材木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級や複層状態の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることを基本とする。

②「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」

山地災害の発生の危険性が高い地域では、重視すべき機能が発揮されるよう保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。

③「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」

生活環境の保全及び形成のため遮蔽性を確保する観点から、特に人家、集落

等に所在し、防風等気象の緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林の構成を維持し、それら森林に求める機能の在り方に応じ、保護及び適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。

④「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」

保健休養のための利用や景観・風致の構成の確保の観点から、特に優れた自然美を構成する森林、保健・文化・教育的利用の場として、特に利用されている森林の構成を維持し、それら森林に求める機能の在り方に応じ、保護及び適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。

⑤「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」

森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、間伐等の保育を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による更新を行うことを原則とする。

また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林の経営の受委託等を担う林業事業者の育成、不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけなどによる合意形成を図るほか、共同化を進めるため、森林施業の集約化に取り組む者への森林経営の受委託の促進及び森林施業の共同実施、作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結の促進を図ることを基本とする。

また、意欲ある森林組合等の林業事業者への施業等の集約化を図るため、森林組合等による施業の長期受委託を促進するとともに境界の整備等により適切な森林管理を推進するものとする。

併せて、林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会等の実施及び技能習得研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業者における雇用関係の明確化及び雇用の安定化等による労働条件の確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。



町有林 河原沢のスギ林



II 森林の整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、地域の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、標準伐期齢を表1のとおりとする。

【表1】

単位：年

地 域	樹 種					
	ス ギ	マツ類	カラマツ	その他針	広 葉 樹	
					用 材	その他
本町全域	50年	45年	40年	55年	75年	30年

注 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを基本とし、気象、地形、地質、土壌その他の自然条件のほか人家、農地からの距離等といった社会的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状（モザイク的配置等）、1箇所当たりの伐採面積規模に配慮することとする。

また、伐採跡地が連続することがないように、隣接する伐採跡地間は主林木又は周辺森林の成木の樹高程度の間隔をあけることを標準とするほか、植栽や適切な管理による天然更新の確保、保護樹林帯の設置による生物多様性の保全等を考慮した方法とすることとする。

（1）育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気象、地形、地質、土壌等の自然条件及び林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

- ① 主伐にあたっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所についても分散に配慮することとする。

また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

- a 択伐による場合は、森林の生産力増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう、適切な伐採率及び繰り返し期間とする。

なお、択伐率については、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後に植栽を行う必要のある森林は40%以下）を標準とする。

- b 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所

の分散等に配慮することとする。

- ② 主伐の時期については、公益的機能の発揮と調和に配慮し、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図りながら、生産目標に応じた林齢で伐採することとし、主伐の時期は表2を目安として定めることとする。

【表2】

地区	積雪地帯 区分	樹種	地位	標準的な施業体系			主伐時期 の目安 (年)
				生産目標	仕立て方法	期待径級 (cm)	
本町 全地区	多雪・豪雪 (積雪深100 ~400cm未 満)	スギ	Ⅰ	中径材	中仕立て	28	35
				大径材	〃	32	40
			Ⅱ	中径材	〃	28	50
				大径材	〃	32	70
			Ⅲ	中径材	〃	22	65

※ 山形県におけるスギの生産管理基準（昭和54年3月作成）及び山形県スギ林分収穫予想表（昭和55年10月作成）による。

注 地位Ⅰ：40年時の上層木の平均樹高が18.8m以上、地位Ⅱ：14.1m~18.8m未満、地位Ⅲ：9.4m~14.1m未満とする。

- ③ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとする。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、林齢が高くなるほどぼう芽力が低下するので伐期は30年程度とし、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

- ④ 皆伐後に天然更新を行う場合は、1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は①に準ずるものとし、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合は、優良な萌芽を発生させるため11月から4月の間に伐採することとする。

(2) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気象、地形、地質、土壌等の自然条件及び林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

- ① 主伐にあたっては、複層林状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。

また、自然条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮するものとする。

a 択伐による場合は、森林の生産力増進が図られる適正な林分構造に誘導

するよう、適切な伐採率及び繰り返し期間とする。

なお、択伐率については、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後に植栽を行う必要がある森林は40%以下）を標準とする。

- b 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮することとする。
 - c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮することとする。
- ② 更新を確保し成林させるため、地表処理、刈り出し、植込み等の更新補助作業等の施業を実施することが必要かつ適切な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うこととする。
 - ③ 更新を確保し、成林させるため、植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、前記（1）育成単層林施業のうち植栽に係る更新についての留意事項に準じて施業を行うこととする。
 - ④ 下小松古墳群がある下小松山一帯などの希少な動植物が生育・生息する森林等生物多様性保全機能が属地的に発揮が求められる森林については、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林への誘導を図ることとする。

（3）天然生林施業

天然生林にあつては、気象、地形、地質、土質等の自然条件及び林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより、適確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- ① 主伐にあつては、前記（2）育成複層林施業の留意事項によることとする。
- ② 国土保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこととする。

（4）保安林及び保安施設地区内の森林

保安林及び保安施設地区内の森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに保安林の指定の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

3 その他必要な事項

（1）伐採による被害の対応

- ① 伐採期間または伐採後に、伐採付近において落石、雪崩、土砂の流出等の被害が危惧される場合は、影響地の土地所有者や管理者等の関係者と事前協議を行い、適切な伐採を行うこととする。
- ② 上記による被害があつた場合には「伐採及び伐採後の造林の届出書」の届出人及び所有者の責任において速やかに必要な処置を行うこととする。

（2）溪畔林の伐採

- ① 溪畔林は、水系の水資源の保全及び生物多様性の保全等にも大きく貢献して

いることから、「山形県水資源保全条例」に定める「水資源保全区域」内の溪畔林の伐採については、林地残材や不用木等が流出しないよう、特に配慮することとする。

- ② 漁業組合河川エリアにおいて河川へ影響の恐れのある場合は、事前に漁業組合と協議をし、適切な伐採を行うこととする。

(3) 林道の使用について

- ① 林道を使用する場合は、林道管理者と事前に協議することとする。落石、雪崩、土砂の流出等で林道に被害がでないように最適な処置を行うこととする。
- ② 使用期間及び使用後に当該使用が原因で林道を修繕する必要がある場合は「伐採及び伐採後の造林の届出書」の届出人及び所有者の責任において速やかに必要な処置を行うこととする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

区 分	樹 種 名	備考
人工造林の対象樹種	(針葉樹) スギ・アカマツ・カラマツ (広葉樹) ブナ・ナラ等のほか 後継樹として更新可能な高木性樹種。	

注 上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員・町林務担当課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て・密仕立て	2, 100～3, 000	

注 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、植栽本数を決定する。標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合、またはスギ以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員・町林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を選択するものとする。

イ その他人工造林の方法

人工造林は、次表に示す方法を標準として行うものとする。

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	灌木類、ササ等は出来るだけ地際より伐倒又は刈り払いし、発生した支障木等は伐採木及び枝条等が植栽や保

	育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなどの点に留意するものとする。
植付けの方法	植え付けの方法は、十分な植穴を確保して植え込む方法で、植栽配列は正形状を標準とする。なお再造林の場合は、作業効率の向上等からコンテナ苗の活用や車両系伐出機械を活用した伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。
植栽の時期	植栽時期は、春または秋植えとするが、極力乾燥時期を避けるなど苗木の生理的条件及び地域の気象条件等を考慮の上、適期に植えつけることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

次表に示す期間内に、できるだけ早期に更新を完了するものとする。

伐採跡地の更新すべき期間	森林資源の積極的な造成と林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、伐採後原則として2年以内に更新を図るものとする。 ただし、択伐による伐採に係るものについては、森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採後おおむね5年以内に更新を図るものとする。
--------------	--

(4) 皆伐後の更新

将来にわたり育成単層林として維持する森林において皆伐する場合は、植栽による更新を行うことを原則とする。

また、育成林を天然生林に転換することを目的として皆伐する場合は、後継樹が確実に確保できる場合にのみ行うことを原則とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	(針葉樹) アカマツ (広葉樹) クヌギ、ブナ、ミズナラのほか後継樹として更新可能な高木性樹種。
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、ブナ、ミズナラのほか後継樹としてぼう芽更新可能な高木性樹種。

(2) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新すべき期間	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に天然更新を図るものとする。
----------------	--

(3) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
アカマツ、クヌギ、ブナ、ミズナラのほか後継樹として更新可能な高木性樹種	1ha 当たり16,670本以上とする。 ただし、植え込みやぼう芽更新等の場合は、1ha 当たり6,670本以上とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝状整理等の作業を行う。
刈出し	ササ等の下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について周辺を刈り払う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽。
芽かき	ぼう芽の生育状況を考慮しながら、伐採後3年間程度は自然淘汰にまかせ、伐採後4～8年目ごろに優勢なものを1株あたり3～5本程度残し、ぼう芽整理を行う。

ウ その他天然更新の方法

- ① 更新については、「山形県における天然更新完了基準」の5に準じた更新調査をもって更新が完了した状態を確認することとする。
- ② 更新調査の時期は、伐採後3年を経過した時点とし、その時点で更新が完了していないと判断された箇所については、伐採後5年を経過した時点で再調査を実施することとする。
- ③ 調査の方法は、原則として標準地調査によることとする。
標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減することとする。

天然更新対象地面積	標準地の数
1ha 未満	1箇所以上
1ha 以上5ha 未満	3箇所以上
5ha 以上10ha 未満	6箇所以上
10ha 以上	9箇所以上

※標準地の大きさは、10㎡以上とする。

- ④ (3)のアの条件を満たす区域が全体の6割を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助作業を実施するよう指導するとともに、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日まで、確実な更新を図られるよう指導することとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考

該当区域なし	<p>植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とは次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹が存在しない森林 ・高木性の樹種の天然稚樹の育成が期待できない森林 ・面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林
--------	--

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

【森林法第10条の9第4項】

<p>市町村の長は、届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ相当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。 二 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。 三 伐採前の森林が有していた水源の涵養^{かん}の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 四 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めることとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数を16,670本/haとし、その本数に10分の3を乗じた本数(5,000本/ha)以上の本数(ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る)を更新するものとする。

5 その他必要な事項

資源の循環利用林においては、持続的・安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的に応じて、多様な木材需要に応じた樹種及び径級に対応できるよう、適切な造林を推進し、森林の健全性を確保するものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)								標準的な方法	備考	
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目以降			
スギ	育成単層林施業 (多雪・豪雪地帯) 生産目標 中・大径木	2,500	(14)	(17)	26	33	41	51	15年から20年毎に間伐を実施する。			生産目標、生産力及び気象条件等を考慮するとともに、林分密度管理図及び林分収穫予想表等によって適正な本数になすように実施する。	
		3,000	(13)	(16)	20	26	33	41					

注 この表は山形県スギ林分収穫予想表の内陸地域、地位Ⅲによる。

*は標準伐期齢を超える生産目標の施業を実施する場合の間伐時期。

() 書きは除伐または、間伐で生育状況により実施するものとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、表3に示す内容を標準とし、適切に実施するものとする。

【表3】

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13~19	20~30			
雪起こし	スギ			△	○	○	○	○	○	△	△	△	△			下記①参照		
下刈り		○	○	◎	◎	◎	○	○	△	△	△					下記②参照		
除伐														△		下記③参照		
枝打ち														△	△	下記④参照		
つる切り														△		下記⑤参照		
根ぶみ			△													下記⑥参照		
林地肥培			△	△	△									△	△	下記⑦参照		
鳥獣害防止対策		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	下記⑧参照		

注 1. ◎は年2回、○は年1回、△は必要に応じて行う。

2. 保育作業は、必要がない場合は基準内であっても作業を打ち切り、必要な場合は基準をこえても作業を継続する。
3. 上記は「中仕立て」の場合であるが、「密仕立て」についても基本的に「中仕立て」に準じるものとする。

① 雪起こし

幹の通直性を高めるとともに、林分の健全性と成林率の向上を目的として行う作業であり、消雪後直ちに行う。

② 下刈

造林木が下草に被圧されるのを防ぐため下草より抜け出るまで行う。局地的気象条件、植生の繁茂状況に応じて適切な時期及び作業により年1回又は2回行う。

また、下刈の終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高等を総合的に判断して定める。

③ 除伐

造林木の健全な生育を図るため、造林木の成長を阻害したり、将来阻害が予想される侵入木（不用木）や形質不良な造林木（不良木）を除去する。

この場合、急激な環境変化が生じないように配慮するとともに目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して有用なものは保存して育成する。

④ 枝打ち

病虫害等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う作業である。枝打ちの時期は、樹木の成長休止期が良く、最適期は晩冬から成長開始直前の早春にかけてである。

⑤ つる切り

造林木につるが巻きつき樹冠を覆って被圧するなどの害を防ぐために行い、下刈、除伐時に併せて適時適切に行う。

⑥ 根ぶみ

植栽翌年に根浮きを防ぐために行い、実施時期は融雪後20日以内とする。

⑦ 林地肥培

施肥効果が確実な立地条件を具備する林地及び土壌の改良を必要とする林地を主体に行う。特に、生産力の低い地位Ⅲ等地では、初期成長の促進、保育作業効果の増大を目的として幼齢林施肥を行う。また成林後の幹の形質向上を目的として、必要に応じて枝打ち、間伐後に施肥を行う。

⑧ 鳥獣害防止対策

野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、植栽樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣防止施設等の整備や捕獲等を行う。

3 その他必要な事項

局所的な立地条件に応じて実施すべき間伐及び保育の基準は、次に示すとおりとする。

育成複層林施業における除伐及び間伐については、適正な林分構造が維持されるよう適時適切に行うものとする。

特に間伐については、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、適時公益的機能の維持に配慮しながら実施することとする。

また、長伐期施業にあっても林木の過密化による林内相対照度の低下を防止するため、公益的機能の維持を考慮しながら適時間伐を実施することとする。

さらに、森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるものについては、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行うこととする。

なお、計画期間内において、間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等を参考資料に整理し、間伐の推進を図ることとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林、干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能^{かん}の評価区分が高い森林など水源涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を表4により定めることとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、主伐については、伐採による機能低下防止を図るため、標準伐期齢+10年以上を標準とするとともに、皆伐については1箇所当たりの面積20ha以下を標準とし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を表5により定めることとする。

【森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種					
	スギ	マツ類	カラマツ	その他針	広葉樹	
					用材	その他
全域	60年	55年	50年	65年	85年	40年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能^{かん}の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養

機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を表4により定めることとする。

①「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れのある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能の評価区分が高い森林等。

②「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林や、町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害・霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林。

③「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等。

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに表5により定めることとする。

①「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」

複層林施業又は択伐による複層林施業のほか、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期

施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢で主伐を行う施業）を標準とする。ただし、長伐期施行については、町長が地域における主伐の時期等を勘案して当該伐期齢の2割の範囲内で延長又は短縮した伐期齢を定めた場合にあつては、その伐期齢以上とし、公益財団法人山形県林業公社の造林地については、標準伐期齢×2年－10年以上、国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センターの造林地については、標準伐期齢×2年－20年以上とすることとする。

なお、1箇所当たりの皆伐面積は、10ha以下を標準とする。

②「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」

複層林施業又は択伐による複層林施業を標準とする。

③「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」

複層林施業又は択伐による複層林施業を標準とする。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種					
	スギ	マツ類	カラマツ	その他針	広葉樹	
					用材	その他
全域	100年	90年	80年	110年	150年	60年

注（公財）山形県林業公社の造林地については、表の伐期齢－10年とする。

国立開発法人森林総合研究所森林整備センターの造林地については、表の伐期齢－20年とする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体とし森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて木材等生産機能の維持増進を図る森林を表4により定めることとする。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的・安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

なお、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による

更新を行うことを原則とする。

【表4】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別添概要図その2 のとおり	7,381
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別添概要図その3のとおり そのほか山形県林業公社造林地を含む	3,258
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別添概要図その3 のとおり	28
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別添概要図その2 のとおり	5,139

【表5】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)	
伐期の延長を推進すべき森林	別添概要図その2のとおり	7,381	
長伐期施業を推進すべき森林	別添概要図その2のとおり そのほか山形県林業公社造林地及び森林総合研究所造林地を含む	953	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	別添概要図その3のとおり	28
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	0
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	0	

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策については非営利活動法人等の活動状況を勘案し、指導や助言を行うこととする。

(2) その他

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町の林業は小規模経営が多い状況であるため、意欲ある森林組合等の林業事業者への施業等の集約化を図るため、森林組合等による施業の長期受委託を促進するものとする。その際、長期的な施業受委託が円滑に進むよう、森林所有者等への情報提供と施業方法やコストを明示する提案型施業の普及及び定着を促進するものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営の受委託等を担う森林組合や林業事業者の育成を図り、不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけや、施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託などに必要な情報の提供や助言、あっせんや森林組合等との協議等を踏まえ合意形成を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託を実施する場合、境界の整備に努めるとともに受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等を明確にしてする。

4 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林の所有状況は、民有林7,687haのうち私有林が6,203ha(80.7%)とほとんどを占めているが、その保有形態は極めて零細であり、森林施業の共同化については、森林所有者においてその認識が十分とはいえない状況である。

森林施業の共同化を推進し生産コストの軽減と労働者の安定確保を図りながら効率的な施業を実施するため施業実施協定の締結を推進する体制の整備を図ることとする。

また、施業を受託する森林組合等との連携をより一層密にし、施業の共同化を促進するとともに、併せて森林組合をはじめとする林業事業者の育成も推進していくこととする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林組合等を主として不在村森林所有者の施業実施協定の参加を積極的に推進し、

森林施業の共同化を推進することとする。

また、施業実施協定の締結に基づき、作業路網の整備を推進するとともに、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等へ委託することにより、計画的かつ効率的な森林施業を推進するものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林経営計画を作成する場合には、次に示す事項に留意するものとする。

- (1) 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこと。また間伐を中心とした施業は可能な限り共同又は意欲ある林業事業体への共同委託により実施すること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- (3) 共同作成者の一が施業等の共同化について遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道や林業専用道、森林作業道等車両や林業機械が走行する路網について、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網を整備し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで、効率的な作業システムを構築するものとする。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムについては、Ⅱの第8の2の森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項によるものとする。

なお、路網密度の目標は下表のとおりとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計

緩傾斜地 (0° ~25°)	車両系 作業システム	35以上	65以上	100以上
中傾斜地 (25° ~30°)	車両系 作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系 作業システム	25以上	0以上	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系 作業システム	15以上	0以上	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5以上	0以上	5以上

注1 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、別添概要図その1に図示したとおりとする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保・土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、又は林業専用道作設指針(平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、山形県が定める林業専用道作設指針に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画については、下表のとおりとし、別添概要図その1の林道に図示したとおりとする。

単位 延長：km 面積：ha

開設 / 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道	林用専用道		神杉沢線	3.0 1箇所	40		①	
開設	自動車道	林用専用道		ウルイ沢線	1.0 1箇所	30		②	
開設	自動	林用専		平林線	0.5	10		③	

	車道	用道			1箇所				
開設	自動 車道	林用専 用道		上奥田線	1.2 1箇所	15		④	
開設	自動 車道	林用専 用道		小山軽井沢線	0.5 1箇所	12		⑤	
開設	自動 車道	林用専 用道		松尾沢軽井沢 線	2.0 1箇所	50		⑥	
開設	自動 車道	林用専 用道		河原沢線支線	0.8 1箇所	10	○	⑦	
開設	自動 車道	林用専 用道		河原沢線	1.0 1箇所	20		⑧	
開設	自動 車道	林用専 用道		矢ノ沢線	0.5 1箇所	10		⑨	
開設	自動 車道	林用専 用道		蟹沢線	0.5 1箇所	20		⑩	
開設	自動 車道	林用専 用道		柴引沢線	3.0 1箇所	50		⑪	
開設	自動 車道	林用専 用道		三沢逆沢線	2.0 1箇所	25		⑫	
計				12路線	16.0 12箇所	292			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、山形県森林作業道作設指針により開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

本町の林業は、小規模経営かつ農業との兼業が多い状況であり、また、林業労働者の減少・高齢化が進んでいることから、潜在的労働力の安定的確保を図ることが必要となっている。そのため、本町にある置賜農業高等学校の生徒を対象とした体験実習等の実施や林業経営に意欲のある者等を対象に技能・技術習得の研修への参加を促すなど、林業生産の中核である森林組合との一層の連携を図り、林業に従事する者の養成及び確保に努めることとする。

また、森林組合等の林業事業体は、林業に従事する者に対する社会保険の加入や就労期間の拡大、特殊健康診断の実施等の安全に働ける環境整備を促進し、他産業と同等の雇用条件の改善を図りながら、各種林業施策を積極的に導入することとする。

(2) 林業事業体の経営体質強化方策

地域林業の整備を進めながら、林業後継者等の経営安定を図るため、地域の特性を活かした林産物生産を協業グループ等の活動により推進していくこととする。

また、森林組合及び地域内に点在する各種林業事業体の充実を図るため、相互の情報交換や連携を強め、生産体制の強化を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本町の森林資源の状況は、民有林の人工林面積が1,435haであるが、林業機械化が進んでいないことや路網整備が不十分なことなどから、森林資源の有効活用が進まない状況にある。

林業の機械化については、生産コストの低減・生産性の向上・労働強化の軽減等を図るために地域・作業条件を十分に配慮しながら導入を進め、併せて機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成及び機械作業システムの確立に努めることとする。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒 造材 集材	最上川流域 (緩傾斜)	チェーンソー・集材機 林内作業車	プロセッサ・小型スキッド ダ・フォワーダ
	最上川流域 (急傾斜)	チェーンソー・集材機 林内作業車	小型タワーヤーダ・プロセ ッサ
造林 保育 等	地拵	人力・刈払機・チェーンソ ー	人力・刈払機・チェーンソ ー
	植栽	人力	人力

	下刈	人力・刈払機	人力・刈払機
	除伐	人力・チェーンソー	人力・刈払機・チェーンソー
	枝打	人力	自動枝打機

- 注1 プロセッサ：土場で全幹集材した材の枝払い、玉切りを専用に行う機械
 2 スキッド：伐倒木を全木又は全幹でけん引集材する集材専用のトラクター
 3 フォワーダ：玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶクレーン付きの集材専用車両
 4 タワーヤード：架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

現在の素材生産・原木流通については、個人による小規模な生産体系のため、木材加工業者の立木買い取りによる生産及び立木の買い取り委託生産がほとんどである。また、木材市場が開設されていないため、地元における消費が確立されない状況にある。そのため、森林所有者、素材生産業者、木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、建築、土木、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めることとする。

特用林産物については、労働力の不足・安定した事業量の確保・後継者の育成が課題であり、国・県等の関係機関及び農業協同組合・森林組合等と連携を図りながら各種事業に取り組むこととする。また、生産・流通の拡充整備に努めるとともに、川上と川下が一体となった生産・流通・加工システムの確立を目指していく。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」等の一部改正について（平成28年10月20日付け28林整計第216号林野庁長官通知）を準用

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定
該当なし。
 - (2) 鳥獣害の防止の方法
該当なし。
- 2 その他必要な事項
該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法
 - ア 松くい虫被害対策の方針等

松くい虫被害対策については、関係機関等と連携を図りながら、地区保全森林に重点を置いた防除対策を推進するものとする。また、地域の自主的な防除活動の推進を図るとともに、被害状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツまたは他の樹種への計画的な転換の推進を図るものとする。

※地区保全森林(町長指定)とは、知事指定の高度公益機能森林の周囲にあり、松林の機能を保持しつつ、高度公益機能森林と一体的な防除を図る森林をいう。

※高度公益機能森林とは、保安林及びその他公益的機能が高く、松以外の樹種ではその機能を維持できない森林をいう。

イ ナラ枯れ被害対策の方針等

ナラ枯れ被害対策については、関係機関等と連携を図りながら、被害の監視や防除の実施など、被害の状況等に応じた適切な防除対策を実施するものとする。

特に、景勝地や森林公園など守る必要のある重要なナラ林(以下「特定ナラ林」という。)に重点を置いた防除対策を推進し、特定ナラ林の保全を図るものとする。

特定ナラ林以外の区域では、被害を受けていないナラも含めて伐採し、切株からのぼう芽によりナラ林の更新を図るとともに、伐採木をチップやペレットに利用することにより、材中のカシノナガキクイムシを駆除するものとする。

また、ナラ枯れ被害跡地については、状況に応じて、枯損木の伐倒処理を行い、倒木や枝折れによる二次被害の防止を図りながら、里山林の再生に努めるものとする。

ウ その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、座談会等の情報交換の場の設定や研修会の開催等を通じて、県、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策に係る体制づくりを構築していくものとする。

2 鳥獣による森林被害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

鳥獣害防止森林区域外の野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングの推進やその結果踏まえた防護柵の設置等、広域的な防除活動を実施するとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図るものとする。

3 林野火災の予防の方法

(1) 森林の巡視に関する事項

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警備等を適時適切に実施するものとする。

(2) 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図るとともに、防止線、防火樹帯等の整備を推進するものとする。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う森林の周囲の現況、火入れについての防火の設備の計画、火入予定期間（7日以内）における気象状況の見通し等からみて、周囲への延焼その他危害の発生のおそれがないことに留意するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
3 林班	松くい虫（知事指定）被害拡大防止森林
9、12、19（ハ、ニ、ホ）林班	松くい虫（町長指定）地区被害拡大防止森林

(2) その他

該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、次に掲げる森林について、適切な施業と施設の整備を一体として推進するものとする。

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の作成に当たり、特に次に掲げる事項に留意するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積(ha)
犬川西1	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	304
犬川西2	9, 10, 11, 12, 13, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64	1, 260
犬川西3	65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91	2, 690
犬川東	14, 15, 16, 17, 18, 19, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 83	1, 202
黒川西	20, 21, 22, 23, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42	1, 081
黒川東	24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35	1, 149

2 生活環境の整備に関する事項

【生活環境施設の整備計画】

施設の種類	位置	規模	対凶番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

広葉樹を活用した地域材のホダ木用原木や薪、炭等への利活用をはじめ、山菜やキノコ等の採取、トレッキングコースとして森林浴を楽しむなど、地域の森林資源を有効に活用しながら地域振興を図ることとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

国指定史跡の下小松古墳群がある下小松山一帯は、希少な動植物が見られ、毎年自然に親しむイベントや環境学習、トレッキング等で町内外の多くの方に親しまれている里山地域であり、平成23年3月には県の眺望景観資産第2号に指定されるため、今後も下小松山一帯の里山的環境を活かしながら、総合利用を進めていくこととする。

【森林の総合利用施設の整備計画】

施設の種類	現 状 (参考)		(将 来)		対 図 番 号
	位 置	規模 (h a)	位 置	規模 (h a)	
古墳群	林班5 林班6の一 部	44.3	林班5 林班6の一 部	44.3	

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

環境保全に関する意識が高まりつつある状況から、地域住民参加による里山への理解を深める学習会の開催や里山再生に向けた保全活動を通じて、森林の環境保全や整備を図っていく。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

森林整備から木材の利用促進まで、森林組合や木材産業、住宅産業等の関係者と連携を図りながら、木材の利用、流通体制の整備に向けた取り組みを推進することとする。

(3) その他

該当なし。

6 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施するものとする。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、国・県等の関係機関及び森林組合との連携をより密にし、森林施業の技術及び知識の普及啓蒙や林業従事者の経営意欲の向上等に努めるものとする。

(3) 森林病虫害防除に関する事項

本町の松くい虫の被害やナラ枯れ被害等の防除については、地域と一体となって健全な森林育成に努めていくこととする。

(4) 町有林の整備

町有林については、川西町町有林経営計画協議会を開催し健全な森林整備に努めるとともに、地域林業経営の指針となるよう努めることとする。



おきたま森の感謝祭 2015



里山保全学習会



置賜農業高等学校下刈り体験実習



町有林 松尾沢